

議会あり方検討会 活動計画

平成27年度

回	開催月日	内 容	備 考
1	6月10日(水)	○ 正副会長互選	
2	6月23日(火)	1 議長から諮問 2 検討課題について 3 活動計画について	
3	7月14日(火)	◎ 政務活動費制度の検証	
4	8月5日(水)	○ 検討及び意見交換	
5	9月10日(木)	○ 中間報告案の検討(政務活動費)	
6	10月9日(金)	◎ 通年議会・常任委員会等の運営の検証	
7	11月11日(水)	○ 検討及び意見交換	
8	11月30日(月)	○ 検討及び意見交換	
9	12月16日(水)	○ 最終報告書案の検討	

議会あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 本県議会のあり方について調査及び検討を行うため、県議会に「議会あり方検討会」(以下「検討会」という。)を置く。

(組織)

第2条 検討会は、各会派から推薦された委員13人で組織する。

2 前項の規定により各会派が推薦する委員の数は、次に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) とちぎ自民党議員会 | 8 人 |
| (2) 民主党・無所属クラブ | 2 人 |
| (3) 公明党栃木県議会議員会 | 1 人 |
| (4) 県民クラブ | 1 人 |
| (5) 無所属の会 | 1 人 |

(会長及び副会長)

第3条 検討会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

(報告)

第4条 会長は、検討会における調査及び検討の結果を議長に報告する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の会議については、常任委員会の例による。

附 則

この要綱は、平成27年6月10日から施行し、その目的を達成したときに効力を失う。